

熊本大学寄託永青文庫資料の構成と歴史的位置

熊本大学文学部創立 30 周年記念事業 文学部附属永青文庫研究センター設立記念事業

「永青文庫史資料の可能性」

2009 年 5 月 30 日 於 熊本大学工学部百周年記念館

熊本大学文学部附属永青文庫研究センター 稲葉 継陽

はじめに

熊本大学附属図書館寄託永青文庫資料とは⇒センターパンフレット参照

その構成・内容及び本学寄託移管までの経緯を検討し、資料群の歴史的位置を考察する

I 熊本大学附属図書館寄託 永青文庫史資料群 概要私案

1、藩主御手元史資料群

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| a 中世細川家文書 | b 細川忠興・忠利・光尚往復書状 |
| c 御印物（初期藩主裁可文書） | d 家臣団起請文類 |
| e 近世藩主・幕藩関係文書 | f 歴代家譜類 |
| g 連枝書状等 | h 沢庵書状群 |
| i 細川重賢関係史資料 | j 絵巻物、歴代藩主等御筆・絵画類、和歌短冊等 |

2、藩主御手元書籍群

- | | |
|------------------|------|
| a 和書（細川幽齋著作等を含む） | b 漢籍 |
|------------------|------|

3、藩政関係史料群

- | | |
|-------------|------------|
| a 藩政諸部局記録類 | b 藩政諸部局文書類 |
| c 藩政公式編纂記録類 | |

4、絵図・指図類

- | | |
|-------|-------------------|
| a 国絵図 | b 領内等地図（熊本城下図を含む） |
| c 建築図 | d 城郭図 |
| e その他 | |

5、未整理文書類

6、近代史資料群

II 近世大名細川家論—成立論と文化論と— 杉部屋の写真

(1) 近世大名家成立論

織田信長に取り立てられた細川藤孝（幽齋）←→本領安堵系（旧族）大名 （1-a）

武士領主の団体としての近世大名家の特質 （1-d）

初期幕藩関係 （1-b e）

(2) 細川幽齋と古典文学享受 （2）

幽齋による、古典文学享受（古今集・源氏物語・伊勢物語）の注釈等を体系的に集成しようとした初の試み
→後の世代に強い影響、古典文学史上の画期

(3) 中世文化の近世への継承・伝達者としての幽齋（1-h j）

トップレベルの和歌・能・茶道・書・武家故実と、それらを幽齋に集約させた人間関係（学者・室町幕府家臣・禅僧・茶人・芸能者等）→諸芸の家元や学者の家レベルの資料が伝来

⇒秀吉・家康への伝承は勿論のこと、幽齋による体系的文化継承・伝達が近世公家の文化伝授の家業を保障

(4) 大名家の由緒＝自己認識の形成過程

歴代家譜の編纂、中世和泉守護細川家伝来文書の入手、家史の編纂 (1-a f, 3-c)

⇒近世大名家成立過程研究 (日本政治経済史研究の課題) / 日本文化史上のキー・パーソンたる細川幽齋

⇒学際研究の対象 (ex.九州惣無事令・島津検地と幽齋) / 細川家研究の固有の位置と普遍的価値

III 藩政成立・展開論

(1) 初期藩政の意思決定と大名当主 御印物の写真

「御印物」全 57 巻 (1-c)、初代熊本藩主細川忠利、二代光尚、三代綱利まで、近世のある時期に奉行所が集成

→奉行その他の家臣からの上申書・政策原案等を藩主が決裁した文書、初期藩政の特徴と変容過程を示す

(2) 宝暦改革期を画期とする部局制の発展

18 世紀中葉、「御印物」の消滅→部局制の整備と各部局の本格的「行政組織」化 部局図

→機密間 (総務部局)、郡方 (地方行政部局)、選挙方 (人事部局)、刑法方 (法制部局) 等の行政資料が体系的分析を可能とする密度で伝来 (3-a b) 藩政記録保管状況の写真

(3) 後期藩政と社会諸階層・諸団体 手永地図

郡方…地域行政単位たる「手永」と惣庄屋による地域政策の立案、それを起案書とした稟議による政策決定、手永における実施、百姓出身の行政集団の形成、手永における独自財産の形成

⇒近世後期の手永は百姓団体 (村) を基礎とした住民自治組織

選挙方…惣庄屋の業績評価 (転勤制)、社会諸階層の公益活動評価による行政官への取り込み

⇒武士以外の身分からの人材調達・組織化のシステム

⇒藩政をその成立期から成熟期を通じて総体的に検討し得る歴史資料群として稀有 (建築指図等も含めて)

IV 藩政資料の県への移管と近代行政

(1) 近世・近代移行期の資料群伝来過程 水野論文図

廃藩置県によって藩政史料 (藩庁資料) はいったん県に引き継がれ、その後、数次にわたって細川家 (北岡邸の倉庫) に戻される

(2) 「県印」資料の意味 県印の写真

郡方の行政記録「覚帳」、行政マニュアル「仕法帳」、手永ごとの「間数御改帳」「人畜帳」、各「手永分度記」、寺社関係調査帳等…郡方主要帳簿の多くに県印が捺されている

⇒県行政 (= 日本の近代行政) は藩行政の主要資料に依拠して出発

おわりに—一本センターの事業構想—

(1) 総目録の作成

(2) 出版事業

(3) 研究成果を反映した文化事業

(4) 学際的新研究領域の組織に関する事業

【参考文献】

藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、1985年)

水野公寿「熊本県立図書館蔵『県政資料』について」(『年報 熊本近世史』平成19・20年度)

吉村豊雄・三澤 純・稲葉継陽編『熊本藩の地域社会と行政』(思文閣出版、2009年)

吉村豊雄『近世大名家の権力と領主経済』(清文堂、2001年)